

在留期間を経過した外国人のお客様の銀行取引について

近時帰国される外国人から不正に譲渡された口座が、特殊詐欺及び SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺等の犯行に利用される詐欺被害が多発しております。警察庁や金融庁からは、「在留期間が満了した外国人の預金口座からの現金出金、および他行口座への振込」について対応が求められており、現在当行では口座を保有する外国人のお客様あて在留期間の確認をお願いしているところです。

こうした状況を踏まえ、当行では今後、在留期間を経過し 1 年以上口座の動きのないお客様に対し、下記の通りお取引を制限させていただきます。ご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

また、警察庁や金融庁からの要請を踏まえ、今後在留期間を経過した外国人口座について、口座の動きがあるなしに関わらず、お取引を制限させて頂く可能性がございます。

1. お取引の制限内容について

対象	在留期間を経過し 1 年以上口座の動きがないお客様
取引制限開始	在留期間満了日の翌月以降

2. 制限される取引

対象	入金・出金・振込 * 1 ATM 取引（入出金）
----	-----------------------------

* 在留期間更新のお手続き中の場合は窓口でのお取引は可能ですので、ご利用中のキャッシュカードまたは通帳、および在留期間更新が確認できる資料を窓口あて持参ください。

以上